三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百七十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県岩美郡岩美町大字太田字太田谷口二九六
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第四百十五号**

長崎空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十四日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　長崎空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　長崎空港内及びその周辺　長崎県大村市
四　変更した事項（変更前の事項については、平成二十六年国土交通省告示第十五号を参照。）

| | | |
|---|---|---|
| 四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路灯の項を次のように変更した。 | | |
| 誘導路灯 | 発光ダイオード、航空青の不動光 | 最大五カンデラ |
| | | 最大二十カンデラ |
| | 誘導路の両外側及びエプロンの外側 | |
| | 誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口 | |

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十七年三月二十四日

**○国土交通省告示第四百十六号**

大分空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十四日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　大分空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　大分空港内及びその周辺　大分県国東市
四　変更した事項（変更前の事項については、昭和六十三年運輸省告示第四百四十一号を参照。）
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表過走帯灯の項光度の欄中「千カンデラ」を「千四百カンデラ」に変更した。
五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十七年三月二十四日

**○国土交通省告示第四百十七号**

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

附則第三項の表一の項及び三のイの項の利率欄中「〇・七パーセント」を「〇・八パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十七年三月十一日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

**○気象庁告示第四号**

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条第二項の規定に基づき、気象庁予報警報規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月二十四日

気象庁長官　西出　則武

気象庁予報警報規程の一部を改正する告示

（気象庁予報警報規程の一部改正）

**第一条**　気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「火山現象注意報は」の下に「、有効期間を付して行い」を、「又は」の下に「有効期間を満了したとき若しくは」を加える。

第九条の三中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定により降灰予報の名称を用いる火山現象予報及び火山現象注意報は、前項の規定により火山現象警報又は火山現象特別警報が行われている場合において、予想される噴火に伴う降灰を対象として行う。

別表第一注第三号の表中「京都地方気象台」の下に「、大阪管区気象台」を加え、「南大東島地方気象台」を「沖縄気象台、南大東島地方気象台」に改め、同表中注第四号を注第五号とし、注第三号の次に次の一号を加える。

四　前号の規定にかかわらず、第九条の三第一項の規定により降灰予報の名称を用いる火山現象予報及び火山現象注意報にあつては、全ての府県予報区の担当気象官署は、気象庁本庁とする。

**第二条**　気象庁予報警報規程の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「行い、」の下に「同種類の」を加える。

第九条の三第三項を次のように改める。

3　第一項の規定により降灰予報の名称を用いる火山現象予報及び火山現象注意報は、次に掲げる区分に従い、行うものとする。

一　前項の規定により火山現象警報又は火山現象特別警報が行われている場合において、予想される噴火に伴う降灰を対象として行うもの。

二　噴火が発生した後速やかに当該発生した噴火に伴う降灰を対象として行うもの。

附　則

（施行期日）

**第一条**　この告示は、平成二十七年三月二十四日（次項において「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月二十三日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　施行日から平成二十七年四月二十三日までの間は、第一条の規定による改正後の気象庁予報警報規程別表第一注第四号の規定にかかわらず、同規程第九条の三第一項の規定により降灰予報の名称を用いる火山現象予報及び火山現象注意報について、同表注第三号に規定する気象官署を府県予報区の担当気象官署とすることがある。